

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本生企第677号  
平成27年3月30日  
宮城県警察本部長

ストーカー・DV専門アドバイザー活動要領の改正について（通達）

ストーカー・DV専門アドバイザーの活動については、「ストーカー・DV専門アドバイザー活動要領の制定について（通達）」（平成23年3月29日付け宮本生企第344号）に基づき実施しているところであるが、平成27年度宮城県警察組織機構改編により、ストーカー事案及びDV事案に関する業務が生活安全部生活安全企画課から生活安全部県民安全対策課に移管されることに伴い、別添のとおりストーカー・DV専門アドバイザー活動要領を改正し、平成27年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

## ストーカー・DV専門アドバイザー活動要領

### 1 趣旨

この要領は、ストーカー・DV専門アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 任務

アドバイザーは、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条に規定するつきまとい等及びストーカー行為（以下これらを「ストーカー」という。）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に起因する犯罪の未然防止並びにストーカー又はDVにより被害を受けた者（以下「被害者」という。）のほか、相談者を含む関係者（以下「関係者」という。）の安全確保に資する活動を行うことをその任務とする。

### 3 活動

アドバイザーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ストーカー・DVの相談受理及びその解決並びに被害者及び関係者の保護対策のための助言、指導及び支援に関すること。
- (2) ストーカー・DV事案の取扱状況の統計及び分析に関すること。
- (3) ストーカー・DV事案の未然防止等の広報に関すること。
- (4) その他警察本部長が必要と認めること。

### 4 活動上の留意事項

アドバイザーは、その活動を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 被害者及び関係者の安全確保を最優先として、迅速な対応に努めること。
- (2) 被害者及び関係者の居住地等を管轄する警察署と緊密な連携を保持すること。
- (3) 事案に応じた担当部署との連携を密にすること。
- (4) 事案に応じた関係機関・団体等との連携に努めること。
- (5) 身分証明書（別記様式）を携帯し、被害者又は関係者の請求があった場合は提示すること。

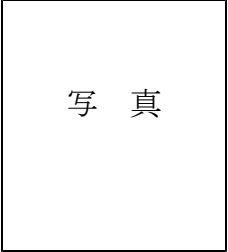
### 5 指揮監督等

生活安全部県民安全対策課長は、アドバイザーを指揮監督し、当該アドバイザーに対して、活動に必要な事項のほか、職務倫理、非違事案防止等に関する指導教養を行うものとする。

別記様式

身分証明書

(表)

No.		
	写 真	
	ス ト ー カ ー ・ D V 専 門 ア ド バ イ ザ ー 証	
	氏 名	
	ス ト ー カ ー ・ D V 専 門 ア ド バ イ ザ ー で あ る こ と を 証 明 す る 。	
	年 月 日	宮 城 県 警 察 本 部 長 印

5.4

8.6

(裏)

ス ト ー カ ー ・ D V 専 門 ア ド バ イ ザ ー 活 動 要 領 ( 抜 粋 )

4 活 動 上 の 留 意 事 項

ア ド バ イ ザ ー は 、 そ の 活 動 を 行 う に 当 た っ て は 、 次 の 事 項 に 留 意 し な け れ ば な ら ぬ 。

(5) 身 分 証 明 書 ( 別 記 様 式 ) を 携 帯 し 、 被 害 者 又 は 関 係 者 の 請 求 が あ っ た 場 合 は 提 示 す る こ と 。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。